

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年9月21日(2006.9.21)

【公開番号】特開2005-52515(P2005-52515A)

【公開日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2005-009

【出願番号】特願2003-288455(P2003-288455)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/00 (2006.01)

G 0 6 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/00 D

G 0 6 F 17/60 1 2 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月7日(2006.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

問診情報を入力する入力手段と、

前記入力手段により入力された問診情報を記憶する手段と、

前記入力手段により入力された問診情報を表示する表示手段

を備えた問診情報入力システムにおいて、

次回の受診時には、前記記憶手段により記憶された過去の問診情報を前記表示手段に表示し、前記過去の問診情報のうちの変更部分を前記入力手段から入力させるように制御する手段と

を備えたことを特徴とする問診情報入力システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

前記課題を解決するために、本発明は以下のように構成される。

患者の問診情報を入力する入力手段と、前記入力手段により入力された問診情報を記憶する手段と、前記入力手段により入力された問診情報を表示する表示手段を備えた問診情報入力システムにおいて、次回の受診時には、前記記憶手段により記憶された過去の問診情報を前記表示手段に表示し、前記過去の問診情報のうちの変更部分を前記入力手段から入力させるように制御する手段とを備えている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

入力手段101は問診情報を入力する。入力手段101はキーボード、マウス、タッチパネル、ジョグダイヤル、ペントップレットなどを用いることができる。表示手段102は入力手段101により入力された問診情報を表示する。表示手段102は、例えば、CRTモニタ、液晶モニタ、プラズマディスプレイ等がある。記憶手段103は、入力手段101により入力された問診情報を記憶する。記憶手段103は磁気ディスク、CD、DVDなどの他、可搬性を有するSDカード、ICカードである。制御手段104は記憶手段103により記憶された問診情報を表示手段102に表示し、それらの表示された問診情報のうちの変更部分を入力手段101に入力させるように制御する。